第八条第一号中「又は電波」を「、電波」に改め、「することができる装置」の下に「又は無線通信傍受装置」を加え、同条第二号イ（二）2中「設計したもの」の下に「又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するように設計したもの」を加え、同条第五号の三中「移動通信」を「移動体通信」に改め、同条第五号の四の次に次の一号を加える。

五の五　無線通信傍受装置であって、移動体通信プロトコルを用いる無線通信を傍受し、及び処理するために特に設計した装置又はその部分品

第八条第六号中「若しくは第十四条第五号」を「、第十四条第五号若しくは第五号の二」に改め、同条第七号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同条第八号の二ハを削り、同条第九号中「ヨまで」を「レまで」に改め、同号へ（一）1中「カまで」の下に「又はレ」を加え、同号ト及びチを次のように改める。

ト　削除

チ　削除

第八条第九号ヌ中「及びワ」を削り、同号ワを次のように改める。

ワ　削除

第八条第九号ヨの次にタ及びレとして次のように加える。

タ　本号から第十二号までに掲げるものであって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号から第十二号までにおいて「市販暗号装置」という。）

（一）　購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便若しくは公衆電気通信回線に接続した入出力装置（電話を含む。）による注文により、販売店の在庫から販売されるもの

（二）　当該貨物の有する暗号機能を当該貨物を使用する者によって変更できないもの

（三）　当該貨物の有する暗号機能の使用に際して当該貨物の供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

レ　電子計算機又はその部分品以外のものであって、次の（一）及び（二）に該当するもの（該当することが貨物の製造者、販売者又は輸出者によって書面により確認できるものに限る。）（次号から第十二号までにおいて「副次的暗号装置」という。）

（一）　当該貨物の有する主たる機能が次のいずれにも該当しないもの

1　情報システムのセキュリティ管理

2　情報の送信、受信又は記録及び保存（娯楽施設又は装置の有する機能であるもの、商業放送、デジタル著作権管理又は医療用の記録管理のために行われるものを除く。）

3　有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

（二）　当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの

第八条第九号の二中「ある貨物」の下に「又はあるプログラム」を、「改造したもの」の下に「（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）」を加え、同条第十号中「又は電磁波妨害防止標準」を「、電磁波妨害防止標準」に改め、「基づいて信号の漏えいを防止するように設計したもの」の下に「、市販暗号装置又は副次的暗号装置」を加え、同条第十一号中「有するもの」の下に「（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）」を加え、同条第十二号中「通信ケーブルシステム」の下に「（市販暗号装置又は副次的暗号装置を除く。）」を加える。

第十条第四号中「又は天体」を「、天体」に改め、「することができる装置」の下に「又はこれらの部分品」を加え、「方位精度が五秒以下のもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　ジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置であって、方位精度が二〇秒以下のもの

ロ　イに該当するジャイロ天測航法装置又は天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置のために設計した部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　光学ヘッド又はバッフル

（二）　データ処理ユニット

第十一条第四号ニ中「引き込むための」の下に「耐圧殻の」を加え、「又は光ファイバー用コネクタ」を削る。

第十三条第九項第三号を削る。

第十四条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　簡易爆発装置を事前に爆発させ、又はその爆発を防止するように設計した無線送信装置

第十四条第六号ニ中「港湾用ケーブルシステム」を「港湾ケーブル用のハイドロホンアレー」に改め、同条第八号を次のように改める。

八　パルスレーダー断面積計測装置であって、送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のもの又はその部分品

第十四条の二第一号の次に次の二号を加える。

一の二　焼結磁石であって、残留磁束密度が八〇〇ミリテスラ以上のもの

一の三　前号に掲げるものの製造用の装置又はその部分品

第十四条の二第十七号中「磁場勾配計」を「磁場勾配計」に改める。

第十八条第一項第一号イ及びロ中「（一九九七）」を「（二〇〇六）」に改める。

第十九条第一項第一号中「又は第十七号イ（二）」を削り、同項第二号中「又は第十七号イ（二）」を削り、同号ロ中「ルまで」を「ヲまで」に改め、同項第三号中「又は第十七号イ（二）」を削る。

第二十条第二項第一号ロ、第二号、第三号ロ及び第五号中「一・五実効テラ演算」を「三・〇実効テラ演算」に改める。

第二十一条第一項第二号、第四号、第六号及び第八号中「第五号の四」を「第五号の五」に改め、同項第九号中「第八条第九号」の下に「又は第十号」を加え、同項第十六号及び第十七号中「ある貨物」の下に「又はあるプログラム」を加え、同条第二項第三号の二イ中「五〇ギガビット毎秒」を「一二〇ギガビット毎秒」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ　削除

第二十二条第一項第二号中「第十一号ロ」を「第十一号イ、ロ、ヲ若しくはワ」に改める。

第二十三条第二項第一号中「使用」の下に「（操作又は保守（点検）に係るものに限る。）」を加え、同条第三項第二号ト中「ラスター型ヘッドアップディスプレイ又は」を削り、同項第四号イを次のように改める。

イ　削除

第二十三条第三項第五号ホ中「プログラム及び超短波全方位式無線標識、距離測定装置、計器着陸装置又はマイクロ波着陸装置のみを統合した飛行計器装置のための技術は」を「プログラムを」に改める。

第二十五条第二項第三号ニを次のように改める。

ニ　削除

第二十五条第二項第三号ホ中「使用」の下に「（操作に係るものに限る。）」を加え、同条第三項第二号イを次のように改める。

イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

（一）　熱遮断ライナーであって、燃焼器出口温度が一、六一〇度を超えるもの

（二）　非金属ライナー

（三）　非金属シェル

（四）　ルに該当する冷却孔を有するライナーであって、燃焼器の出口温度が一、六一〇度を超えるもの